

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月26日

【計算期間】 第15期(自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)

【発行者(受託者)名称】 三菱UFJ信託銀行株式会社
(以下「受託者」といいます。)

【代表者の役職氏名】 取締役社長 窪田博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【事務連絡者氏名】 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
海外業務推進室 室長 山崎和哉

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【電話番号】 03(3212)1211(大代表)

【発行者(委託者)氏名又は名称】 三菱商事株式会社
(以下「委託者」といいます。)

【代表者の役職氏名】 代表取締役 常務執行役員 野内雄三

【住所又は本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

【事務連絡者氏名】 金属資源トレーディング本部付
次長 須藤大輔

【電話番号】 03-3210-2121(大代表)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

(注) この有価証券報告書の訂正報告書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第7条第3項の規定により、2025年4月18日付をもって提出したとみなされた有価証券届出書の訂正届出書とみなされます。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年4月18日に提出いたしました第15期(自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)に係る有価証券報告書の添付書類である信託契約について、2025年6月26日付で以下の通り内容変更を行いました。本信託契約の変更は、本信託について、足許、純資産残高が伸長していることから、委託者と協議のうえ、追加信託による純資産残高の上限額を9,000億円から1兆3,000億円に引き上げるものです。

2【訂正の内容】

(下線部_____は訂正部分を示します。)

信託契約 第6条第6項

<訂正前>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額(取引所開示)が9,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

<訂正後>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額(取引所開示)が1兆3,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。